

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成25年4月23日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
同 高 岡 香
同 長 峯 徳 積
同 持 田 文 男
同 鈴 木 ひでし

1 措置の対象となった監査の結果

平成24年12月28日（神奈川県公報定期第2443号）神奈川県監査委員公表第18号で公表した指摘事項が認められた監査実施箇所1箇所

2 監査の結果及び講じた措置の内容

<県民局>

出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立 おおいそ学 園	平成24年10月 10日（平成24 年8月14日職 員調査）	（指摘事項） 支出事務におい て、消耗品購入代 の支払に当たり、政府 契約の支払遅延防止 等に関する法律に定 められた対価の支払 時期を超えて支払っ ているものが多数あ った。	指摘事項については、進行管理が不十分 であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新 たに執行状況進行管理表を作成し、複数の 職員による相互の進行管理を一層徹底する ことにより、適正な事務執行に努めること とした。